

総括（福岡市：SOS 子どもの村）

SOS 子どもの村 JAPAN 西原

福岡市ヤングケアラー相談窓口 SOS 子どもの村は 2021 年 11 月に開設し、ヤングケアラーへの支援を行っている。福岡市ヤングケアラー相談窓口への相談は、そのほとんどがヤングケアラーとして認識されているケースであり、児童家庭支援センターで親子の相談として始まり、後にヤングケアラーに該当する場合とは状況が異なっている。まず、相談を受けた時点で本人がヤングケアラーと認識していない場合、本人に説明する必要がある。その際に同意を得てその後の支援に繋ぐためには、子どもの意見を聴きながら慎重に進めることが求められる。また、自身をヤングケアラーと認識している本人からの相談や、ヤングケアラーと繋がっている支援者からの相談では、本人が家族に迷惑を掛けたくない等の理由から、家族への必要な支援に繋ぐことが難しい場合もある。いずれにしろ、子どもの話を傾聴しながら関係機関と連携して支援を行うことが重要である。ヤングケアラーの事例検討会での他自治体のケースは重篤なもの、児童相談所が関係しているものなど、比較的重いヤングケアラーの事例が多い様にした。斎藤先生の助言の中で、「ヤングケアラーを虐待の物差しで考えずに、ヤングケアラーとして捉えてほしい」との発言があり、支援者自身が子どもの権利侵害と捉える視点が必要なように感じた。事例報告の中では、ヤングケアラーの進路に関する報告もあり、子ども若者支援との連携も考えていくべきであると思う。

国や行政のヤングケアラー支援の中心は、介護を代わりに担うことが最優先であるが、それだけでなく、子ども自身が子どもらしく過ごせる時間を提供することも子どもの権利が侵害されているヤングケアラーにとっては重要と感じる。ヤングケアラーの子どもたちの中には、居場所を必要としている子どもがいる。学校にも家庭にも居場所がない子どもにとって、地域にある居場所やこども食堂、学習支援、民生委員などの存在は大きい。ヤングケアラーとして家事負担を減らすだけでなく、出会いの機会などを豊かにする仕掛け作りや、生きる力を育むために、こども食堂とのつながりを重視した居場所の様な空間作りを目指していた。その一環として、助成金を使用して、こども食堂とのネットワークを構築するために、お米をこども食堂に届けるプロジェクトを行った。実際に、こども食堂からヤングケアラーの相談があるなど物資の支援を通して支援につながっている。また、3月にこども食堂とのコラボレーション企画として、子どもにカレーを提供しながら、ヤングケアラーやこどもの権利について知るイベントを計画している。

福岡市は人口の流動性が高い地域であることから、他市他県から転居してきた家庭も多い。地域とのつながりも薄く、地域からヤングケアラーに関する相談に繋がりにくい。ヤングケアラーの子どもから SOS を発信するのはまだまだ難しい状況であるため、福岡市ヤングケアラー相談窓口では、公民館などで「ヤングケアラー」に関する研修・講座を行って行っており、今年度は 22 か所、1110 名の参加を得た。「ヤングケアラー」という言葉が世間一般に広がると、支援にもつながると感じている。

次年度のヤングケアラー事業も取り組んでいきたい。